

名古屋市地域防災計画

— 共通編 —

<平成30年6月・修正案>

名古屋市防災会議

連番	頁	修正前	修正後	備考																														
		<p>第8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等</p> <p>略</p> <p>[公立大学法人名古屋市立大学(以下「市立大学」という。)]</p> <p><u>医療救護班による応急医療活動</u></p> <p><u>1 (追加)</u></p> <p><u>2 (追加)</u></p> <p>略</p>	<p>第8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等</p> <p>略</p> <p>[公立大学法人名古屋市立大学(以下「市立大学」という。)]</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>1 医療救護班による応急医療活動</u></p> <p><u>2 市立大学病院にてその可能な範囲において被災傷病者の収容治療を実施</u></p> <p>略</p>	<p>災害拠点病院としての役割を追記</p>																														
3	37	<p>第8節 原子力災害の想定</p> <p>第1 災害の想定</p> <p>1 略</p> <p>2 原子力等災害</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力発電所又は原子炉施設名</th> <th>事業所名</th> <th>所在地</th> <th>本市境までの距離</th> <th>原子炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)</td> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td> <td>福井県敦賀市白木</td> <td>約97km</td> <td><u>1基</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1～※3 略</p> <p><u>※4 (追加)</u></p> <p>※4 これらの施設で事故が発生した場合を想定し、国等が行ったシミュレーション結果を計画の策定にあたり参考とした。</p>	原子力発電所又は原子炉施設名	事業所名	所在地	本市境までの距離	原子炉	略					高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	約97km	<u>1基</u>	<p>第8節 原子力災害の想定</p> <p>第1 災害の想定</p> <p>1 略</p> <p>2 原子力等災害</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力発電所又は原子炉施設名</th> <th>事業所名</th> <th>所在地</th> <th>本市境までの距離</th> <th>原子炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)</td> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td> <td>福井県敦賀市白木</td> <td>約97km</td> <td><u>1基^{※4}</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1～※3 略</p> <p><u>※4 高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)は平成28年原子力関係閣僚会議決定に基づき、今後、廃止措置に向けた取組を実施</u></p> <p>※5 これらの施設で事故が発生した場合を想定し、国等が行ったシミュレーション結果を計画の策定にあたり参考とした。</p>	原子力発電所又は原子炉施設名	事業所名	所在地	本市境までの距離	原子炉	略					高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	約97km	<u>1基^{※4}</u>	<p>原子力関係閣僚会議決定に伴う修正</p>
原子力発電所又は原子炉施設名	事業所名	所在地	本市境までの距離	原子炉																														
略																																		
高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	約97km	<u>1基</u>																														
原子力発電所又は原子炉施設名	事業所名	所在地	本市境までの距離	原子炉																														
略																																		
高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	約97km	<u>1基^{※4}</u>																														

連番	頁	修正前	修正後	備考
		第2 略	第2 略	
4	43	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 都市の防災構造強化</p> <p>第1 都市計画</p> <p>略</p> <p>2 開発行為の規制</p> <p>開発許可制度は、都市計画区域内における開発行為をより有効的に規制誘導することにより、都市の将来における合理的な土地利用計画を担保するとともに段階的、計画的な市街地整備を図る手段である。開発行為の許可に際しては、無秩序な市街化による生活環境の悪化、がけ崩れ、溢水等の災害を防止するための十分な措置を講ずるとともに、開発区域の規模や予定建築物の用途に応じて公園、防火水槽等の設置、<u>道路の整備</u>を義務づける等、的確な指示、指導を行い、また、当該工事に起因する災害の発生を防止するために必要な条件を付す等、開発許可制度の厳正かつ的確な運用を図るものとする。</p> <p>また、宅地造成工事規制区域については、擁壁の耐震性に関する基準を平成13年度に制定し、指導を実施している。</p> <p>第2～第7 略</p> <p>第8 宅地造成等の規制</p> <p>1～4 略</p> <p>5 危険度判定</p> <p>大規模風水害 <u>(追加)</u> により被災した宅地の崩壊に</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 都市の防災構造強化</p> <p>第1 都市計画</p> <p>略</p> <p>2 開発行為の規制</p> <p>開発許可制度は、都市計画区域内における開発行為をより有効的に規制誘導することにより、都市の将来における合理的な土地利用計画を担保するとともに段階的、計画的な市街地整備を図る手段である。開発行為の許可に際しては、無秩序な市街化による生活環境の悪化、がけ崩れ、溢水等の災害を防止するための十分な措置を講ずるとともに、開発区域の規模や予定建築物の用途に応じて公園、防火水槽等の設置 <u>(削除)</u> を義務づける等、的確な指示、指導を行い、また、当該工事に起因する災害の発生を防止するために必要な条件を付す等、開発許可制度の厳正かつ的確な運用を図るものとする。</p> <p>また、宅地造成工事規制区域については、擁壁の耐震性に関する基準を平成13年度に制定し、指導を実施している。</p> <p>第2～第7 略</p> <p>第8 宅地造成等の規制</p> <p>1～4 略</p> <p>5 危険度判定</p> <p>大規模風水害 <u>又は大地震</u> により被災した宅地の崩</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>よる二次災害を防止するために、愛知県等関係機関と連絡調整を図り、必要な場合には被災宅地危険度判定士の協力を得て、危険度判定作業等を行う。</p> <p>第9 建築物の防災対策</p> <p>1 ～ 3 略</p> <p>4 市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業</p> <p>市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業は、木造建築物が密集するなどの防災上の課題を持つ地区等において、建築物や公共施設等の一体的な整備を行い、土地の合理的な高度利用、建築物の不燃化及び都市機能の更新を図るものであり、防災対策上有効な事業である。</p> <p>現在、本市施行の市街地再開発事業を鳴海駅前地区で、民間施行の市街地再開発事業を<u>納屋橋東</u>地区で、<u>優良建築物等整備事業を栄一丁目6番地区</u>で実施している。</p> <p>5 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）</p> <p>老朽木造住宅が密集する地域において、老朽住宅等の除却、地区施設の整備等を行い、住宅事情の改善、居住環境の整備及び防災性の向上を図る。現在、大曾根北地区、筒井地区、<u>葵地区</u>で土地区画整理事業と連携し事業を推進している。</p> <p>略</p>	<p>壊による二次災害を防止するために、愛知県等関係機関と連絡調整を図り、必要な場合には被災宅地危険度判定士の協力を得て、危険度判定作業等を行う。</p> <p>第9 建築物の防災対策</p> <p>1 ～ 3 略</p> <p>4 市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業</p> <p>市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業は、木造建築物が密集するなどの防災上の課題を持つ地区等において、建築物や公共施設等の一体的な整備を行い、土地の合理的な高度利用、建築物の不燃化及び都市機能の更新を図るものであり、防災対策上有効な事業である。</p> <p>現在、本市施行の市街地再開発事業を鳴海駅前地区で、民間施行の市街地再開発事業を<u>錦二丁目7番</u>地区で、実施している。</p> <p>5 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）</p> <p>老朽木造住宅が密集する地域において、老朽住宅等の除却、地区施設の整備等を行い、住宅事情の改善、居住環境の整備及び防災性の向上を図る。現在、大曾根北地区、筒井地区、<u>(削除)</u>で土地区画整理事業と連携し事業を推進している。</p> <p>略</p>	<p>整備の完了に伴う表記の整理</p> <p>整備の完了に伴う表記の整理</p>
5	54	<p>第3節 公共施設の整備（震災対策）</p> <p>第1 ～第2 略</p> <p>第3 公園・緑地</p>	<p>第3節 公共施設の整備（震災対策）</p> <p>第1 ～第2 略</p> <p>第3 公園・緑地</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>公園・緑地は、良好な都市環境を形成し、市民のスポーツ・レクリエーションの場・憩いの場等の役割を持つとともに、震災時には避難場所や避難路、延焼防止のためのオープンスペースとして機能を果たし、また、応急救助活動や物資集積の基地、ヘリポート、仮設住宅の建設場所として活用できる重要な施設である。</p> <p>このため、公園・緑地の整備に<u>あたっては、その配置や規模、施設内容等についても都市防災の観点から（追加）</u>十分考慮し、<u>整備について</u>今後さらに強力に推進するものとする。</p> <p>特に（追加）広域避難場所、一時避難場所に指定されている公園・緑地（追加）については、<u>平常時の市民利用を考慮しつつ、それぞれの機能を十分に発揮できるよう整備を行うものとする。その中でも長期未整備都市計画公園緑地については、</u>住宅密集地域における避難場所としての機能や緊急輸送道路に接し復旧・復興の拠点としての機能<u>（追加）</u>が必要とされる<u>ところが多く、</u>今後も（追加）整備を推し進めていくものとする。</p> <p>また、災害時に避難路となる緑道や避難経路上の公園・緑地についても整備に努めるものとする。</p> <p>略</p> <p>第4 略</p> <p>第5 港湾</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 海岸保全施設の地震・津波対策（液状化対策）</p>	<p>公園・緑地は、良好な都市環境を形成し、市民のスポーツ・レクリエーションの場・憩いの場等の役割を持つとともに、震災時には避難場所や避難路、延焼防止のためのオープンスペースとして機能を果たし、また、応急救助活動や物資集積の基地、ヘリポート、仮設住宅の建設場所として活用できる重要な施設である。</p> <p>このため、公園・緑地の整備に<u>ついては、（削除）</u>都市防災の観点から<u>も</u>十分考慮し、<u>（削除）</u>今後さらに強力に推進するものとする。</p> <p>特に「<u>震災に強いまちづくり方針</u>」で広域避難地、一時避難地に指定されている公園・緑地<u>のうち、整備の完了していない公園・緑地</u>については、<u>（削除）</u>住宅密集地域における避難場所としての機能や緊急輸送道路に接し復旧・復興の拠点としての機能<u>等</u>が必要とされる<u>ことから、</u>今後も<u>積極的に</u>整備を推し進めていくものとする。</p> <p>また、災害時に避難路となる緑道や避難経路上の公園・緑地についても整備に努めるものとする。</p> <p>略</p> <p>第4 略</p> <p>第5 港湾</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 海岸保全施設の地震・津波対策（液状化対策）</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>これまでにガーデンふ頭西地区、大手ふ頭東地区<u>及び</u>大手ふ頭南地区 <u>(追加)</u> の整備が完了している。</p> <p>現在、<u>潮風ふ頭鴨浦地区</u>、築地・ガーデンふ頭地区、築地東ふ頭地区、昭和ふ頭地区及び潮見ふ頭地区において整備を進めている。</p> <p>また、今後は平成27年度に愛知県が策定した三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画に基づき、対策を推進していく。</p> <p>3 ～ 5 略</p> <p>第6 消防水利</p> <p>消防水利には、消火栓、防火水槽のほか河川、池などの自然水利、プールなどの人工水利があるが、震災時には、地盤の変動による水道管の破損などにより、消火栓の機能低下が予想されることから耐震性防火水槽など消火栓以外の公設水利の整備に努めるとともに、<u>河川水の利用や新たな消防水利の開発</u>に努める。</p> <p>1 略</p> <p>2 防火水槽以外の消防水利の整備</p> <p>消火栓、防火水槽を補完する消防水利として河川、池等の自然水利、プール等の人工水利などがあり、河川 <u>(追加)</u> については、<u>新掘川において、災害時河川利用モデル事業を実施し、また、新たな消防水利として、蓄熱槽の利用を図っている。</u></p> <p>第7 地下街</p>	<p>これまでにガーデンふ頭西地区、大手ふ頭東地区、<u>大</u>手ふ頭南地区<u>及び潮風ふ頭鴨浦地区</u>の整備が完了している。</p> <p>現在、<u>(削除)</u>築地・ガーデンふ頭地区、築地東ふ頭地区、昭和ふ頭地区及び潮見ふ頭地区において整備を進めている。</p> <p>また、今後は平成27年度に愛知県が策定した三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画に基づき、対策を推進していく。</p> <p>3 ～ 5 略</p> <p>第6 消防水利</p> <p>消防水利には、消火栓、防火水槽のほか河川、池などの自然水利、プールなどの人工水利があるが、震災時には、地盤の変動による水道管の破損などにより、消火栓の機能低下が予想されることから耐震性防火水槽など消火栓以外の公設水利の整備に努めるとともに、<u>その他震災時に活用できる消防水利の拡充</u>に努める。</p> <p>1 略</p> <p>2 防火水槽以外の消防水利の整備</p> <p>消火栓、防火水槽を補完する消防水利として河川、池等の自然水利、プール等の人工水利などがあり、河川<u>や池等</u>については、<u>調査等を通じ新たな取水可能場所の増加を図り、プール等については指定消防水利に登録するなどし、より多くの消防水利の確保に努めている。</u></p> <p>第7 地下街</p>	<p>整備完了に伴う表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>略</p> <p>1 <u>内装等の耐震性能</u> <u>(追加)</u>地震により内装材や各種設備が落下する可能性があるため、天井、壁体及び照明器具の固定強化や軽量化を推進する。</p> <p>2 地震直後の安全対策</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 二次的被害の防止</p> <p>ア 略</p> <p>イ 出火防止対策 <u>厨房用レンジ又はフライヤー等への自動消火装置の設置を促進し、</u>出火防止を図る。</p> <p>ウ 略</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>1 <u>地下街の耐震対策</u> <u>地震時に地下街利用者の安全確保を図るため、地下街の耐震補強を推進する。</u>また、地震により内装材や各種設備が落下する可能性があるため、天井、壁体及び照明器具の固定強化や軽量化を推進する。</p> <p>2 地震直後の安全対策</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 二次的被害の防止</p> <p>ア 略</p> <p>イ 出火防止対策 <u>レンジ又はフライヤー等厨房設備の適切な管理について啓発し、</u>出火防止を図る。</p> <p>ウ 略</p> <p>略</p>	<p>名古屋市地下街防災推進事業の実施に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>
6	58	<p>第4節 ライフラインの整備</p> <p>略</p> <p>第1 水道施設等</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 施設の整備</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 配水管の耐震化について、次の整備を進めている。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 応急給水拠点や<u>(追加)</u>救急病院、透析医療機</p>	<p>第4節 ライフラインの整備</p> <p>略</p> <p>第1 水道施設等</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 施設の整備</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 配水管の耐震化について、次の整備を進めている。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 応急給水拠点や<u>市立小中学校、</u>救急病院、透析</p>	<p>市立小中学校の配</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>関などへ至る管路は完了した。引き続き災害時に給水を必要とする指定避難所へ至る管路の耐震化を優先的に進めている。</p> <p>ウ 略</p> <p>(4) ～ (6) 略</p> <p>3 応急給水施設等の整備</p> <p>(1) 応急給水拠点の整備</p> <p>ア 浄水場、配水場の災害用常設給水栓及び方面別応急給水センターを基地とする給水タンク車等による応急給水体制を確立している。</p> <p>イ 広域避難場所、指定避難所等では、消火栓に仮設給水栓を設置し応急給水ができるようにするため、耐震管で消火栓を設置している。</p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>すべての市立小学校、市立中学校に地域の方が自ら操作し、飲料水を確保するための施設として、地下式給水栓を整備している。</u></p> <p>オ <u>(追加)</u></p> <p>(2) 応急給水資機材及び災害用機材倉庫等の整備</p> <p>ア 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の整備に努めている。</p> <p>イ 略</p> <p>4 通信設備の整備</p> <p>災害時においては、イントラネット、一般加入電</p>	<p>医療機関などへ至る管路は完了した。引き続き災害時に給水を必要とする指定避難所へ至る管路の耐震化を優先的に進めている。</p> <p>ウ 略</p> <p>(4) ～ (6) 略</p> <p>3 応急給水施設等の整備</p> <p>(1) 応急給水拠点の整備</p> <p>ア 浄水場、配水場では、災害用常設給水栓を整備している。</p> <p>イ 広域避難場所(削除)等では、(削除)仮設給水栓を設置し応急給水ができるようにするため、<u>応急給水施設</u>を設置している。</p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>給水タンク車等による応急給水活動の拠点基地として方面別応急給水センターを整備している。</u></p> <p>オ <u>すべての市立小学校、市立中学校に地域の方が自ら操作し、飲料水を確保するための施設として、地下式給水栓を整備している。</u></p> <p>(2) 応急給水資機材及び災害用機材倉庫等の整備</p> <p>ア 応急給水及び応急復旧に必要な資機材を整備している。</p> <p>イ 略</p> <p>4 通信設備の整備</p> <p>災害時においては、イントラネット、一般加入電</p>	<p>水管の耐震化整備完了に伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>市立小中学校の配水管の耐震化整備完了に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>話、業務用局内電話、災害時優先電話、停電対応電話、MCA無線及び衛星携帯電話を効果的に活用する。</p> <p>(1) イントラネットの回線は一部<u>の公所</u>を除き二重化している。</p> <p>(2) ファクシミリは一部内線電話網を使用することができ、特定の<u>課公所</u>には外線を使った一斉同報サービス（iFAX）を整備している。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>局内の無線設備の統一</u>と災害時の情報伝達手段の多様化を図るため、MCA無線を83台配備している。<u>(追加)</u></p> <p>(5) 停電を含む甚大な被害が発生し、電話、イントラネット等の通信手段が断絶した場合<u>の現地と指令室本部</u>との情報共有を行うため、衛星携帯電話を<u>36</u>台配備している。<u>(追加)</u></p> <p>5 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を4管路センター本部事務所に計12台、鍋屋上野浄水場に1台、合計<u>14</u>台配備している。</p> <p>6 略</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>略</p> <p>1 ～ 4 略</p> <p>5 通信設備の整備</p> <p>災害時においては、イントラネット、一般加入電話、業務用局内電話、災害時優先電話、停電対応電話、M</p>	<p>話、業務用局内電話、災害時優先電話、停電対応電話、MCA無線及び衛星携帯電話を効果的に活用する。</p> <p>(1) イントラネットの回線は一部<u>(削除)</u>を除き二重化している。</p> <p>(2) ファクシミリは一部内線電話網を使用することができ、特定の<u>施設</u>には外線を使った一斉同報サービス（iFAX）を整備している。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>(削除)</u>災害時の情報伝達手段の多様化を図るため、MCA無線を83台配備している。<u>(下水道施設と共通)</u></p> <p>(5) 停電を含む甚大な被害が発生し、電話、イントラネット等の通信手段が断絶した場合<u>に各施設</u>との情報共有を行うため、衛星携帯電話を<u>37</u>台配備している。<u>(下水道施設と共通)</u></p> <p>5 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を4管路センター本部事務所に計12台、鍋屋上野浄水場に1台、合計<u>13</u>台配備している。</p> <p>6 略</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>略</p> <p>1 ～ 4 略</p> <p>5 通信設備の整備</p> <p>災害時においては、イントラネット、一般加入電話、業務用局内電話、災害時優先電話、停電対応電話、M</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>時点修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>CA無線及び衛星携帯電話を効果的に活用する。</p> <p>(1) イントラネットの回線は一部<u>の公所</u>を除き二重化している。</p> <p>(2) ファクシミリは一部内線電話網を使用することができ、特定の<u>課公所</u>には外線を使った一斉同報サービス（iFAX）を整備している。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>局内の無線設備の統一</u>と災害時の情報伝達手段の多様化を図るため、MCA無線を83台配備している。<u>(追加)</u></p> <p>(5) <u>下水管きよ内に水処理センター、ポンプ所間等を結ぶ光ファイバーケーブルを設置して、情報連絡体制の強化を図る。</u></p> <p><u>(6) (追加)</u></p> <p><u>6 (追加)</u></p> <p>第3～第4 略</p> <p>第5 電力施設（中部電力株式会社）</p> <p>略</p> <p>1 設備別対策</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 送電設備</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>CA無線及び衛星携帯電話を効果的に活用する。</p> <p>(1) イントラネットの回線は一部<u>(削除)</u>を除き二重化している。</p> <p>(2) ファクシミリは一部内線電話網を使用することができ、特定の<u>施設</u>には外線を使った一斉同報サービス（iFAX）を整備している。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>(削除)</u>災害時の情報伝達手段の多様化を図るため、MCA無線を83台配備している。<u>(水道施設と共通)</u></p> <p>(5) <u>停電を含む甚大な被害が発生し、電話、イントラネット等の通信手段が断絶した場合に各施設との情報共有を行うため、衛星携帯電話を37台配備している。(水道施設と共通)</u></p> <p><u>(6) 水処理センター・ポンプ所間等を結ぶ情報通信網の二重化を継続し、非常時においても安定した施設運営を図る。</u></p> <p><u>6 応急活動をより迅速に行うため、緊急自動車を西部管路センターに配備している。</u></p> <p>第3～第4 略</p> <p>第5 電力施設（中部電力株式会社）</p> <p>略</p> <p>1 設備別対策</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 送電設備</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>表記の整理</p> <p>水道施設との整合性整理</p> <p>緊急自動車配備に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>エ 地震対策</p> <p>(ア) 架空送電設備は、地震力に比べ台風時等の強風時荷重の方が大きくなる。このため、強風に対して十分な強度を有するよう設計する鉄塔は、地震に対しても十分な強度を持っている。なお、過去の地震においても、地震動による支持物の倒壊や損傷は発生していない。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>略</p>	<p>エ 地震対策</p> <p>(ア) 架空送電設備は、地震力に比べ台風時等の強風時荷重の方が大きくなる。このため、強風に対して十分な強度を有するよう設計する鉄塔は、地震に対しても十分な強度を持っている。なお、過去の地震においても、地震動が直接的に起因した支持物の倒壊や損傷は発生していない。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>略</p>	<p>表記の整理</p>
7	69	<p>第5節 交通施設の整備</p> <p>略</p> <p>第1 市営交通</p> <p>略</p> <p>1 ～ 2 略</p> <p>3 バス</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 情報連絡体制の強化</p> <p>加入電話、交通局業務電話に加え、営業所及び猪高営業所御器所分所に携帯電話を配備するとともに、LANシステム及びバス運行総合情報システムを整備し、情報連絡体制の強化を図っている。</p> <p>略</p>	<p>第5節 交通施設の整備</p> <p>略</p> <p>第1 市営交通</p> <p>略</p> <p>1 ～ 2 略</p> <p>3 バス</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 情報連絡体制の強化</p> <p>加入電話、交通局業務電話に加え、営業所及び(削除)分所に携帯電話を配備するとともに、LANシステム及びバス運行総合情報システムを整備し、情報連絡体制の強化を図っている。</p> <p>略</p>	<p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																														
8	72	<p>第6節 防災拠点の整備 略</p> <p>1 防災拠点の役割</p> <table border="1" data-bbox="277 376 1014 1484"> <thead> <tr> <th>防災拠点</th> <th>拠点施設</th> <th>役割等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">防災活動中核拠点</td> <td>市役所</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現地本部</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">地域防災活動拠点</td> <td>区役所(支所)</td> <td>区本部を設置する。 地域医療活動拠点</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>保健所</u></td> <td>地域での医療活動の総括・支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>環境事業所</td> <td>ごみ・し尿処理等清掃活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木事務所 水道営業所 <u>(追加)</u></td> <td>緊急道路等応急復旧活動 応急給水・復旧活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">災害医療活動拠点</td> <td>市立病院</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>災害協力病院</td> <td>医療救護所からの患者受入等</td> <td><u>(追加)</u> 名古屋通信病院 <u>(追加)</u> 名鉄病院 <u>(追加)</u> 協立総合病院 <u>(追加)</u> 東名古屋病院</td> </tr> <tr> <td>市立中学校</td> <td>医療救護所</td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	防災拠点	拠点施設	役割等	備考	防災活動中核拠点	市役所	略		現地本部	略	略	地域防災活動拠点	区役所(支所)	区本部を設置する。 地域医療活動拠点		<u>保健所</u>	地域での医療活動の総括・支援		消防署	略	略	環境事業所	ごみ・し尿処理等清掃活動		土木事務所 水道営業所 <u>(追加)</u>	緊急道路等応急復旧活動 応急給水・復旧活動		災害医療活動拠点	市立病院	略	略	災害拠点病院	略	略	災害協力病院	医療救護所からの患者受入等	<u>(追加)</u> 名古屋通信病院 <u>(追加)</u> 名鉄病院 <u>(追加)</u> 協立総合病院 <u>(追加)</u> 東名古屋病院	市立中学校	医療救護所	<u>(追加)</u>	<p>第6節 防災拠点の整備 略</p> <p>1 防災拠点の役割</p> <table border="1" data-bbox="1093 376 1830 1506"> <thead> <tr> <th>防災拠点</th> <th>拠点施設</th> <th>役割等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">防災活動中核拠点</td> <td>市役所</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現地本部</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">地域防災活動拠点</td> <td>区役所(支所)</td> <td>区本部を設置する。 地域医療活動拠点</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>保健センタ</u> <u>ニ</u></td> <td>地域での医療活動の総括・支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>環境事業所</td> <td>ごみ・し尿処理等清掃活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木事務所 水道営業所 <u>管路センタ</u> <u>ニ</u></td> <td>緊急道路等応急復旧活動 応急給水・復旧活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害医療活動拠点</td> <td>市立病院</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害協力病院</td> <td>医療救護所からの患者受入等</td> <td><u>東海病院</u> <u>名古屋通信病院</u> <u>名古屋ハートセンタ</u> <u>総合上飯田第一病院</u> <u>名鉄病院</u> <u>名古屋セントラル病院</u> <u>名城病院</u> <u>中日病院</u> <u>N T T 西日本東海病院</u> <u>聖霊病院</u> <u>協立総合病院、</u> <u>三菱名古屋病院</u> <u>名古屋共立病院</u> <u>坂文種報徳會病院</u></td> </tr> </tbody> </table>	防災拠点	拠点施設	役割等	備考	防災活動中核拠点	市役所	略		現地本部	略	略	地域防災活動拠点	区役所(支所)	区本部を設置する。 地域医療活動拠点		<u>保健センタ</u> <u>ニ</u>	地域での医療活動の総括・支援		消防署	略	略	環境事業所	ごみ・し尿処理等清掃活動		土木事務所 水道営業所 <u>管路センタ</u> <u>ニ</u>	緊急道路等応急復旧活動 応急給水・復旧活動		災害医療活動拠点	市立病院	略	略	災害拠点病院	略	略		災害協力病院	医療救護所からの患者受入等	<u>東海病院</u> <u>名古屋通信病院</u> <u>名古屋ハートセンタ</u> <u>総合上飯田第一病院</u> <u>名鉄病院</u> <u>名古屋セントラル病院</u> <u>名城病院</u> <u>中日病院</u> <u>N T T 西日本東海病院</u> <u>聖霊病院</u> <u>協立総合病院、</u> <u>三菱名古屋病院</u> <u>名古屋共立病院</u> <u>坂文種報徳會病院</u>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>災害協力病院の追加に伴う修正</p>
防災拠点	拠点施設	役割等	備考																																																																															
防災活動中核拠点	市役所	略																																																																																
	現地本部	略	略																																																																															
地域防災活動拠点	区役所(支所)	区本部を設置する。 地域医療活動拠点																																																																																
	<u>保健所</u>	地域での医療活動の総括・支援																																																																																
	消防署	略	略																																																																															
	環境事業所	ごみ・し尿処理等清掃活動																																																																																
	土木事務所 水道営業所 <u>(追加)</u>	緊急道路等応急復旧活動 応急給水・復旧活動																																																																																
災害医療活動拠点	市立病院	略	略																																																																															
	災害拠点病院	略	略																																																																															
	災害協力病院	医療救護所からの患者受入等	<u>(追加)</u> 名古屋通信病院 <u>(追加)</u> 名鉄病院 <u>(追加)</u> 協立総合病院 <u>(追加)</u> 東名古屋病院																																																																															
	市立中学校	医療救護所	<u>(追加)</u>																																																																															
防災拠点	拠点施設	役割等	備考																																																																															
防災活動中核拠点	市役所	略																																																																																
	現地本部	略	略																																																																															
地域防災活動拠点	区役所(支所)	区本部を設置する。 地域医療活動拠点																																																																																
	<u>保健センタ</u> <u>ニ</u>	地域での医療活動の総括・支援																																																																																
	消防署	略	略																																																																															
	環境事業所	ごみ・し尿処理等清掃活動																																																																																
	土木事務所 水道営業所 <u>管路センタ</u> <u>ニ</u>	緊急道路等応急復旧活動 応急給水・復旧活動																																																																																
災害医療活動拠点	市立病院	略	略																																																																															
	災害拠点病院	略	略																																																																															
	災害協力病院	医療救護所からの患者受入等	<u>東海病院</u> <u>名古屋通信病院</u> <u>名古屋ハートセンタ</u> <u>総合上飯田第一病院</u> <u>名鉄病院</u> <u>名古屋セントラル病院</u> <u>名城病院</u> <u>中日病院</u> <u>N T T 西日本東海病院</u> <u>聖霊病院</u> <u>協立総合病院、</u> <u>三菱名古屋病院</u> <u>名古屋共立病院</u> <u>坂文種報徳會病院</u>																																																																															

共通編

連番	頁	修正前				修正後				備考
		医薬品等集配拠点	大規模施設	医薬品・衛生材料等の保管・出納	市内1か所を予定				大同病院 笠寺病院 南生協病院 東名古屋病院	オープンスペース 利用計画策定に伴う整理
		広域防災拠点	大規模公園等	消防、自衛隊、警察等大規模な応援(追加)隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。	略		市立中学校	医療救護所	110か所	
		(1) (追加) 応援(追加)隊集結(活動)拠点		略			医薬品等集配拠点	大規模施設	医薬品・衛生材料等の保管・出納	
		(2) 緊急物資集配拠点	大規模施設	略		広域防災拠点	大規模公園等	消防、自衛隊、警察等広域応援部隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。	略	
		緊急物資集配前進拠点	大規模施設	緊急物資集配拠点等からの調達・救援物資の受け入れ場所。荷物の積替えを行い指定避難所へ供給する。	西区役所山田支所	(1) 広域応援部隊集結(活動)拠点		(2) 緊急物資集配拠点		
		地域防災拠点	小学校	略	略	削除	削除	削除	削除	
						地域防災拠点	小学校	略	略	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>2 防災拠点の体系図</p>	<p>2 防災拠点の体系図</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第2 防災拠点施設の整備 略</p>	<p>第2 防災拠点施設の整備 略</p>	
		<p>市役所</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源 ……災害対策本部室・各局の活動拠点室の機能維持のための電源確保 給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保 通信 ……画像伝送システム、防災行政無線、<u>多重系情報通信網機器</u>の機能確保 備蓄 ……災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄 	<p>市役所</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源 ……災害対策本部室・各局の活動拠点室の機能維持のための電源確保 給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保 通信 ……画像伝送システム、防災行政無線 <u>(削除)</u>の機能確保 備蓄 ……災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄 	<p>多重系無線の停止のため表記の整理</p>
		<p>区役所 <u>保健所</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 電源 ……区本部室の機能維持のための電源確保 給排水 ……応急給水施設の設置、災害用給水栓の設置、排水機能の確保 通信 ……防災行政無線、<u>多重系情報通信網機器</u>の機能確保 備蓄 ……市民用災害救助物資の備蓄、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄 	<p>区役所 <u>保健センター</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 電源 ……区本部室の機能維持のための電源確保 給排水 ……応急給水施設の設置、災害用給水栓の設置、排水機能の確保 通信 ……防災行政無線 <u>(削除)</u>の機能確保 備蓄 ……市民用災害救助物資の備蓄、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄 	<p>組織改正に伴う修正</p>
		<p>市立病院</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源 ……手術室・治療室の機能確保、入院患者の治療体制等の確保のための電源確保 給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保 通信 ……防災行政無線、<u>多重系情報通信網機器</u>の機能確保 備蓄 ……医薬品等の備蓄、患者用食糧の備蓄、水の備蓄、携帯トイレの備蓄 	<p>市立病院</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源 ……手術室・治療室の機能確保、入院患者の治療体制等の確保のための電源確保 給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保 通信 ……防災行政無線 <u>(削除)</u>の機能確保 備蓄 ……医薬品等の備蓄、患者用食糧の備蓄、水の備蓄、携帯トイレの備蓄 	<p>多重系無線の停止のため表記の整理</p>
		<p>消防署</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源 ……本部室の機能維持のための電源確保 給排水 ……排水機能の確保、災害用給水栓の設置 通信 ……画像伝送システム、防災行政無線、業務用無線、情報通信網機器の機能確保 備蓄 ……それぞれの災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄 	<p>消防署</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源 ……本部室の機能維持のための電源確保 給排水 ……排水機能の確保、災害用給水栓の設置 通信 ……画像伝送システム、防災行政無線、業務用無線、情報通信網機器の機能確保 備蓄 ……それぞれの災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄 	
		<p>環境事業所</p>	<p>環境事業所</p>	
		<p>土木事務所</p>	<p>土木事務所</p>	
		<p>水道営業所 <u>(追加)</u></p>	<p>水道営業所 <u>管路センター</u></p>	
		<p>小学校</p> <p>略</p>	<p>小学校</p> <p>略</p>	
		<p>医薬品等 集配拠点</p> <p>略</p>	<p>医薬品等 集配拠点</p> <p>略</p>	

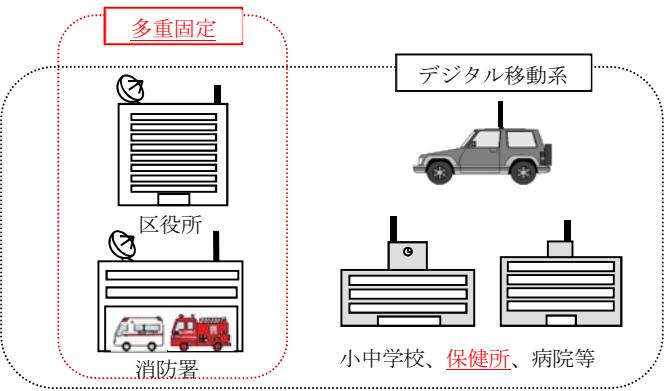
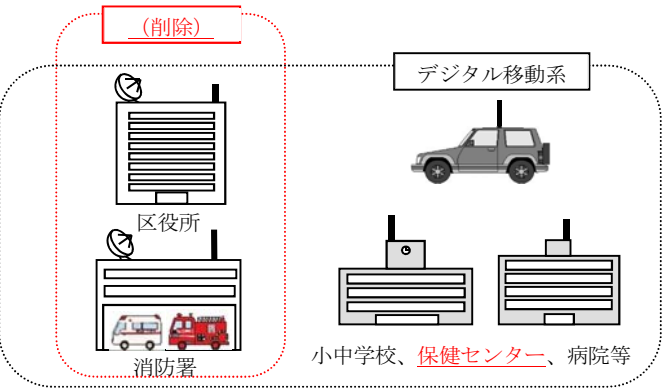
連番	頁	修正前	修正後	備考																																																				
		<table border="1"> <tr> <td>(追加) 応援 (追加) 隊集結 (活動) 拠点</td> <td>自衛隊、消防部隊等の応援が集結(活動)しやすいように、空地と進入路を確保する。拠点もしくはその周辺にヘリポートを確保する。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td>緊急物資 集配拠点</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>緊急物資集配前 進拠点</td> <td>物資の集配・仕分け等を行うためにヘリポートを確保するとともに、市民用災害救助物資の備蓄を行う。通信機能は、防災行政無線・パソコンを配備し情報通信網機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td>指定避難所</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p>	(追加) 応援 (追加) 隊集結 (活動) 拠点	自衛隊、消防部隊等の応援が集結(活動)しやすいように、空地と進入路を確保する。拠点もしくはその周辺にヘリポートを確保する。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。	緊急物資 集配拠点	略	緊急物資集配前 進拠点	物資の集配・仕分け等を行うためにヘリポートを確保するとともに、市民用災害救助物資の備蓄を行う。通信機能は、防災行政無線・パソコンを配備し情報通信網機能を確保する。	指定避難所	略	<table border="1"> <tr> <td>広域 応援 部隊 集結 (活動) 拠点</td> <td>自衛隊、消防部隊等の応援が集結(活動)しやすいように、空地と進入路を確保する。拠点もしくはその周辺にヘリポートを確保する。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td>緊急物資 集配拠点</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>指定避難所</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p>	広域 応援 部隊 集結 (活動) 拠点	自衛隊、消防部隊等の応援が集結(活動)しやすいように、空地と進入路を確保する。拠点もしくはその周辺にヘリポートを確保する。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。	緊急物資 集配拠点	略	削除	(削除)	指定避難所	略	表記の整理																																				
(追加) 応援 (追加) 隊集結 (活動) 拠点	自衛隊、消防部隊等の応援が集結(活動)しやすいように、空地と進入路を確保する。拠点もしくはその周辺にヘリポートを確保する。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。																																																							
緊急物資 集配拠点	略																																																							
緊急物資集配前 進拠点	物資の集配・仕分け等を行うためにヘリポートを確保するとともに、市民用災害救助物資の備蓄を行う。通信機能は、防災行政無線・パソコンを配備し情報通信網機能を確保する。																																																							
指定避難所	略																																																							
広域 応援 部隊 集結 (活動) 拠点	自衛隊、消防部隊等の応援が集結(活動)しやすいように、空地と進入路を確保する。拠点もしくはその周辺にヘリポートを確保する。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。																																																							
緊急物資 集配拠点	略																																																							
削除	(削除)																																																							
指定避難所	略																																																							
9	78	<p>第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画略</p> <p>第2 市設建築物の耐震性能の現状</p> <p>平成7年度から平成28年度にかけて、昭和56年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。</p> <p>営繕施設：対象施設383棟を耐震診断 学校施設：対象施設1,149棟を耐震診断 企業局等施設：対象施設のうち217棟を耐震診断</p> <p>また、平成7年度からは、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、平成28年度末時点で延べ1,005棟(65棟の除却等を含む)の耐震対策を終えている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">耐震診断</th> <th rowspan="2">耐震 対策済</th> </tr> <tr> <th>診断 棟数</th> <th>評価 I</th> <th>評価 II-1</th> <th>評価 II-2</th> <th>評価II 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災 防災活動中核拠点</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>地域防災 営繕施設</td> <td>73</td> <td>49</td> <td>19</td> <td>5</td> <td>24</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>	区分	耐震診断					耐震 対策済	診断 棟数	評価 I	評価 II-1	評価 II-2	評価II 計	防災 防災活動中核拠点	2	0	0	2	2	2	地域防災 営繕施設	73	49	19	5	24	23	<p>第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画略</p> <p>第2 市設建築物の耐震性能の現状</p> <p>平成7年度から平成29年度にかけて、昭和56年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。</p> <p>営繕施設：対象施設383棟を耐震診断 学校施設：対象施設1,149棟を耐震診断 企業局等施設：対象施設のうち217棟を耐震診断</p> <p>また、平成7年度からは、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、平成28年度末時点で延べ1,006棟(66棟の除却等を含む)の耐震対策を終えている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">耐震診断</th> <th rowspan="2">耐震 対策済</th> </tr> <tr> <th>診断 棟数</th> <th>評価 I</th> <th>評価 II-1</th> <th>評価 II-2</th> <th>評価II 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災 防災活動中核拠点</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>地域防災 営繕施設</td> <td>73</td> <td>49</td> <td>19</td> <td>5</td> <td>24</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>	区分	耐震診断					耐震 対策済	診断 棟数	評価 I	評価 II-1	評価 II-2	評価II 計	防災 防災活動中核拠点	2	0	0	2	2	2	地域防災 営繕施設	73	49	19	5	24	23	時点修正
区分	耐震診断					耐震 対策済																																																		
	診断 棟数	評価 I	評価 II-1	評価 II-2	評価II 計																																																			
防災 防災活動中核拠点	2	0	0	2	2	2																																																		
地域防災 営繕施設	73	49	19	5	24	23																																																		
区分	耐震診断					耐震 対策済																																																		
	診断 棟数	評価 I	評価 II-1	評価 II-2	評価II 計																																																			
防災 防災活動中核拠点	2	0	0	2	2	2																																																		
地域防災 営繕施設	73	49	19	5	24	23																																																		

連番	頁	修正前							修正後							備考			
		活動拠点	企業局施設	<u>9</u>	<u>3</u>	5	1	6	<u>6</u>	活動拠点	企業局施設	<u>14</u>	<u>8</u>	5	1	6	<u>11</u>	時点修正	
			計	82	52	24	6	30	29		計	82	52	24	6	30	29		
		災害医療活動拠点	企業局施設	12	3	4	5	9	9	災害医療活動拠点	企業局施設	12	3	4	5	9	9		
			市立大学病院	3	0	1	2	3	3			市立大学病院	3	0	1	2	3		3
			計	15	3	5	7	12	12			計	15	3	5	7	12		12
		指定避難所	営繕・学校施設	<u>1,084</u>	<u>357</u>	<u>531</u>	196	<u>727</u>	<u>726</u>	指定避難所	営繕・学校施設	<u>1,081</u>	<u>355</u>	<u>530</u>	196	<u>726</u>	<u>725</u>		
			企業局施設	4	0	4	0	4	4			企業局施設	4	0	4	0	4		4
			計	<u>1,088</u>	<u>357</u>	<u>535</u>	196	<u>731</u>	<u>730</u>			計	<u>1,085</u>	<u>355</u>	<u>534</u>	196	<u>730</u>		<u>729</u>
		福祉避難所		16	9	7	0	7	7	福祉避難所		16	9	7	0	7	7		
		計		<u>1,203</u>	<u>421</u>	<u>571</u>	211	<u>782</u>	<u>780</u>	計		<u>1,200</u>	<u>419</u>	<u>570</u>	211	<u>781</u>	<u>779</u>		
		防災拠点以外の施設	営繕・学校施設	<u>225</u>	<u>142</u>	62	21	83	<u>68</u>	防災拠点以外の施設	営繕・学校施設	<u>227</u>	<u>144</u>	62	21	83	<u>69</u>		
			企業局施設	189	95	57	37	94	92			企業局施設	189	95	57	37	94		92
			計	<u>414</u>	<u>237</u>	119	58	177	<u>160</u>			計	<u>416</u>	<u>239</u>	119	58	177		<u>161</u>
		合計		<u>1,617</u>	658	<u>690</u>	269	<u>959</u>	940	合計		<u>1,616</u>	658	<u>689</u>	269	<u>958</u>	940		
		略							略										
		第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設 第2章第6節に位置付けられた防災活動の拠点施設等 等で耐震化が必要なものは次のとおりである。 平成 <u>29</u> 年4月1日現在							第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設 第2章第6節に位置付けられた防災活動の拠点施設等 等で耐震化が必要なものは次のとおりである。 平成 <u>30</u> 年4月1日現在										

連番	頁	修正前			修正後			備考
		区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの	区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの	組織改正に伴う修正
		防災活動 中核拠点	市庁舎	－	防災活動 中核拠点	市庁舎	－	
		地域防災 活動拠点	区役所（支所）・ <u>保健所</u>	－（※）	地域防災 活動拠点	区役所（支所）・ <u>保健センター</u>	－（※）	
			消防署（出張所）・消防学校	－		消防署（出張所）・消防学校	－	
			環境事業所	－		環境事業所	－	
			土木事務所	－		土木事務所	－	
			水道営業所・ <u>（追加）</u>	－		水道営業所・ <u>管路センター</u>	－	
		災害医療 活動拠点	市立病院	－	災害医療 活動拠点	市立病院	－	
			市大病院	－		市大病院	－	
		指定避難所	小・中・高校	－	指定避難所	小・中・高校	－	
			その他の施設	公会堂		その他の施設	公会堂	
10	82	<p>第8節 輸送体制の整備</p> <p>大災害が発生した場合、発災後初期から、消火・救助活動や被災者の救護・救援活動等の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うことが重要であり、市域外からの<u>（追加）</u>自衛隊、警察<u>（追加）</u>、他都市応援隊、ボランティア等の応援活動を念頭におきながら、陸路、水路及び空路における緊急輸送ルートの整備を図るものとする。</p> <p>また、災害応急対策活動の機動性を高めるため、発災時に車両、舟艇及び航空機を的確に確保できるよう、輸送体制の万全に努めるものとする。</p> <p>1 ～ 2 略</p> <p>3 航空輸送ルート</p>			<p>第8節 輸送体制の整備</p> <p>大災害が発生した場合、発災後初期から、消火・救助活動や被災者の救護・救援活動等の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うことが重要であり、市域外からの<u>消防</u>、自衛隊、警察<u>等広域応援部隊</u>、他都市応援隊、ボランティア等の応援活動を念頭におきながら、陸路、水路及び空路における緊急輸送ルートの整備を図るものとする。</p> <p>また、災害応急対策活動の機動性を高めるため、発災時に車両、舟艇及び航空機を的確に確保できるよう、輸送体制の万全に努めるものとする。</p> <p>1 ～ 2 略</p> <p>3 航空輸送ルート</p>			表記の整理

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考								
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="255 229 450 316">広域防災拠点</td> <td data-bbox="450 229 1046 316">庄内緑地、戸田川緑地、稲永・稲永東公園、志段味スポーツランド一帯、平和公園、大高緑地、名城公園、国際会議場・白鳥公園一帯、<u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 316 450 368">ヘリポート可能箇所</td> <td data-bbox="450 316 1046 368">大規模公園、グラウンド、空地等</td> </tr> </table> <p>略</p>	広域防災拠点	庄内緑地、戸田川緑地、稲永・稲永東公園、志段味スポーツランド一帯、平和公園、大高緑地、名城公園、国際会議場・白鳥公園一帯、 <u>(追加)</u>	ヘリポート可能箇所	大規模公園、グラウンド、空地等	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1072 229 1267 316">広域防災拠点</td> <td data-bbox="1267 229 1863 316">庄内緑地、戸田川緑地、稲永・稲永東公園、志段味スポーツランド一帯、平和公園、大高緑地、名城公園、国際会議場・白鳥公園一帯、<u>小幡緑地</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 316 1267 368">ヘリポート可能箇所</td> <td data-bbox="1267 316 1863 368">大規模公園、グラウンド、空地等</td> </tr> </table> <p>略</p>	広域防災拠点	庄内緑地、戸田川緑地、稲永・稲永東公園、志段味スポーツランド一帯、平和公園、大高緑地、名城公園、国際会議場・白鳥公園一帯、 <u>小幡緑地</u>	ヘリポート可能箇所	大規模公園、グラウンド、空地等	<p>広域防災拠点の追加に伴う修正</p>
広域防災拠点	庄内緑地、戸田川緑地、稲永・稲永東公園、志段味スポーツランド一帯、平和公園、大高緑地、名城公園、国際会議場・白鳥公園一帯、 <u>(追加)</u>											
ヘリポート可能箇所	大規模公園、グラウンド、空地等											
広域防災拠点	庄内緑地、戸田川緑地、稲永・稲永東公園、志段味スポーツランド一帯、平和公園、大高緑地、名城公園、国際会議場・白鳥公園一帯、 <u>小幡緑地</u>											
ヘリポート可能箇所	大規模公園、グラウンド、空地等											
11	83	<p>第9節 防災情報網の整備</p> <p>略</p> <p>第1 情報・通信機器の整備</p> <p>略</p> <p>1 有線電話</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 専用電話</p> <p>ア 庁内電話</p> <p>市役所と区役所、<u>保健所</u>をN T Tの専用線等で結んだ電話</p> <p>イ 略</p> <p>2 無線電話</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p><u>ア 多重固定系</u></p> <p><u>市役所と区役所、消防署等を自前の多重回線でネットワークし、ホットライン設定、一斉指令等の機能がある。</u></p> <p><u>イ</u> デジタル同報無線（以下「同報無線」という。）親局を中心として、市域に設置した屋外子局を操作し、サイレン・音声にて市民に避難勧告及び警戒宣言等の緊急情報など防災情報を伝達するもの。</p>	<p>第9節 防災情報網の整備</p> <p>略</p> <p>第1 情報・通信機器の整備</p> <p>略</p> <p>1 有線電話</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 専用電話</p> <p>ア 庁内電話</p> <p>市役所と区役所、<u>保健センター</u>をN T Tの専用線等で結んだ電話</p> <p>イ 略</p> <p>2 無線電話</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p><u>ア (削除)</u></p> <p><u>イ</u> デジタル同報無線（以下「同報無線」という。）親局を中心として、市域に設置した屋外子局を操作し、サイレン・音声にて市民に避難勧告及び警戒宣言等の緊急情報など防災情報を伝達するもの。</p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>多重系無線の停止のため表記の整理</p>								

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ウ デジタル移動無線</p> <p>市役所を統制局とし、緑政土木局、消防局、健康福祉局、環境局等の関係局のほか、区役所を中心に、公所、地域防災拠点（小学校、中学校）及び防災関係機関を 260 MHz 帯の無線でネットワークするもので、半固定局、車載局、携帯局などがある。</p> <p>3 ～ 9 略 第2 ～ 第3 略 第4 略</p> <p>名古屋市防災情報通信網概念図</p> 	<p>イ デジタル移動無線</p> <p>市役所を統制局とし、緑政土木局、消防局、健康福祉局、環境局等の関係局のほか、区役所を中心に、公所、地域防災拠点（小学校、中学校）及び防災関係機関を 260 MHz 帯の無線でネットワークするもので、半固定局、車載局、携帯局などがある。</p> <p>3 ～ 9 略 第2 ～ 第3 略 第4 略</p> <p>名古屋市防災情報通信網概念図</p> 	<p>多重系無線停止のため整理</p>
12	89	<p>第10節 救護・救援体制の整備</p> <p>第1 ～ 第2 略</p> <p>第3 応急医療体制の整備</p> <p>略</p> <p>1 略</p>	<p>第10節 救護・救援体制の整備</p> <p>第1 ～ 第2 略</p> <p>第3 応急医療体制の整備</p> <p>略</p> <p>1 略</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		地域災害医療部会を開催する。	医療圏地域災害医療部会を開催する。																	
13	94	<p>第11節 避難体制の整備</p> <p>略</p> <p>第1 指定緊急避難場所・指定避難所の確保</p> <p>1 指定緊急避難場所</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定する施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の種類</th> <th>指定する施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地震の揺れ</td> <td>広域避難場所、一時避難場所、市立小・中 <u>(追加)</u> 学校のグラウンド <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 津波避難ビル・津波に係る盛土構造物</p> <p>津波の指定緊急避難場所であり、伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき又は市長が必要と認めるとき、高台へ避難することが困難な場合や、避難する時間に制限がある場合など、非常に切迫した状況のときに一時的に避難する施設をいう。</p> <p>イ 広域避難場所</p> <p>大規模な火事及び地震の揺れの指定緊急避難場所であり、主として地震火災が延焼拡大した場合に、周辺地域からの避難者を収容し、避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいい、おおむね次の基準により選定する。</p> <p>(ア) ～ (ウ) 略</p> <p>ウ 一時避難場所</p>	災害の種類	指定する施設	略	略	地震の揺れ	広域避難場所、一時避難場所、市立小・中 <u>(追加)</u> 学校のグラウンド <u>(追加)</u>	略	略	<p>第11節 避難体制の整備</p> <p>略</p> <p>第1 指定緊急避難場所・指定避難所の確保</p> <p>1 指定緊急避難場所</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定する施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の種類</th> <th>指定する施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地震の揺れ</td> <td>広域避難場所、一時避難場所、市立小・中 <u>一部の高等学校</u>のグラウンド等</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 津波避難ビル・津波に係る盛土構造物</p> <p>津波に対する指定緊急避難場所であり、伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき又は市長が必要と認めるとき、高台へ避難することが困難な場合や、避難する時間に制限がある場合など、非常に切迫した状況のときに一時的に避難する施設をいう。</p> <p>イ 広域避難場所</p> <p>大規模な火事及び地震の揺れに対する指定緊急避難場所であり、主として地震火災が延焼拡大した場合に、周辺地域からの避難者を収容し、避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいい、おおむね次の基準により選定する。</p> <p>(ア) ～ (ウ) 略</p> <p>ウ 一時避難場所</p>	災害の種類	指定する施設	略	略	地震の揺れ	広域避難場所、一時避難場所、市立小・中 <u>一部の高等学校</u> のグラウンド等	略	略	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
災害の種類	指定する施設																			
略	略																			
地震の揺れ	広域避難場所、一時避難場所、市立小・中 <u>(追加)</u> 学校のグラウンド <u>(追加)</u>																			
略	略																			
災害の種類	指定する施設																			
略	略																			
地震の揺れ	広域避難場所、一時避難場所、市立小・中 <u>一部の高等学校</u> のグラウンド等																			
略	略																			

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>地震の揺れの指定緊急避難場所であり、避難者が一時的に集合して余震等の様子を見る場所をいい、地域の生活圏や河川等の地形条件により、避難計画、避難時間にかかるおそれのある地域において、概ね10,000㎡以上の公園・緑地等の公共空地を指定する。</p> <p>(3) 指定手順</p> <p>区長は指定緊急避難場所を選定する場合、必要に応じて地域の要望・意見等を聞くこととする。</p> <p>洪水・内水氾濫、土砂災害、地震の揺れ及び大規模な火事の指定緊急避難場所については、本市所有施設は所管局室区において、その他の施設は当該施設所有者等において、指定基準の適合等を確認し指定する。</p> <p>津波の指定緊急避難場所については、本市所有施設は所管局室区において、指定基準の適合等を確認し指定する。その他の施設は、原則、本市、当該施設所有者等及び地域住民の代表（区政協力委員等）により、指定基準の適合等を確認するとともに、協定締結のうえ指定する。</p> <p>指定及び解除に係る手順は以下のとおりとする。</p> <p>ア 洪水・内水氾濫、土砂災害、地震、大規模な火事 （ア）略</p>	<p>地震の揺れの<u>に対する</u>指定緊急避難場所であり、避難者が一時的に集合して余震等の様子を見る場所をいい、地域の生活圏や河川等の地形条件により、避難計画、避難時間にかかるおそれのある地域において、概ね10,000㎡以上の公園・緑地等の公共空地を指定する。</p> <p>(3) 指定手順</p> <p>区長は指定緊急避難場所を選定する場合、必要に応じて地域の要望・意見等を聞くこととする。</p> <p>洪水・内水氾濫、土砂災害、地震の揺れ及び大規模な火事の<u>に対する</u>指定緊急避難場所については、本市所有施設は所管局室区において、その他の施設は当該施設所有者等において、指定基準の適合等を確認し指定する。</p> <p>津波の<u>に対する</u>指定緊急避難場所については、本市所有施設は所管局室区において、指定基準の適合等を確認し指定する。その他の施設は、原則、本市、当該施設所有者等及び地域住民の代表（区政協力委員等）により、指定基準の適合等を確認するとともに、協定締結のうえ指定する。</p> <p>指定及び解除<u>指定の取り消し</u>に係る手順は以下のとおりとする。</p> <p>ア 洪水・内水氾濫、土砂災害、地震、大規模な火事 （ア）略</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(イ) 解除</p> <p>指定緊急避難場所に適合する施設 施設所有者(管理者)</p> <p>①不適合 ②協議・了承 ③上申 ④解除</p> <p>区長(区総務課) 市長(地域防災室)</p> <p>地域防災計画(附属資料編)等から削除</p> <p>イ(ア)略 (イ) 解除 a 市有施設</p> <p>指定緊急避難場所に適合する施設 施設所有者(所管局・関係機関)</p> <p>①不適合 ②協議・了承 ③連絡 ④解除</p> <p>区長(区総務課) 防災危機管理局长(地域防災室) 市長(地域防災室)</p> <p>地域防災計画(附属資料編)等から削除</p> <p>b その他の施設</p> <p>指定緊急避難場所に適合する施設 施設所有者(管理者)</p> <p>①不適合 ②協議・了承 ③連絡 ④解除</p> <p>区長(区総務課) 地域住民の代表(区政協力委) 市長(地域防災室)</p> <p>地域防災計画(附属資料編)等から削除</p> <p>2 指定避難所 災対法第49条の7第1項に基づき、家屋の倒壊、</p>	<p>(イ) 指定の取り消し</p> <p>指定緊急避難場所に適合する施設 施設所有者(管理者)</p> <p>①不適合 ②協議・了承 ③上申 ④取り消し</p> <p>区長(区総務課) 市長(地域防災室)</p> <p>地域防災計画(附属資料編)等から削除</p> <p>イ(ア)略 (イ) 指定の取り消し a 市有施設</p> <p>指定緊急避難場所に適合する施設 施設所有者(所管局・関係機関)</p> <p>①不適合 ②協議・了承 ③連絡 ④取り消し</p> <p>区長(区総務課) 防災危機管理局长(地域防災室) 市長(地域防災室)</p> <p>地域防災計画(附属資料編)等から削除</p> <p>b その他の施設</p> <p>指定緊急避難場所に適合する施設 施設所有者(管理者)</p> <p>①不適合 ②協議・了承 ③連絡 ④取り消し</p> <p>区長(区総務課) 地域住民の代表(区政協力委) 市長(地域防災室)</p> <p>地域防災計画(附属資料編)等から削除</p> <p>2 指定避難所 災対法第49条の7第1項に基づき、家屋の倒壊、</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>流失、焼失など現に被害を受けた者等を一時的に滞在させるための施設を<u>いう</u>。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 指定手順</p> <p>区長は、指定避難所を選定する場合に必要な応じ地域の要望・意見等を聞くこととし、指定及び<u>解除</u>に係る手順は以下のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>解除</u></p> <pre> graph LR A[指定避難所] -- ①不適合 --> B[区長
(区総務課)] B -- ②協議・了承 --> A C[施設所有者
(管理者)] -- ①申出 --> B B -- ③上申 --> D[市長
(地域防災室)] D -- ④解除 --> E[地域防災計画
(附属資料編)等から削除] </pre> <p>3 略</p> <p>第2 避難誘導體制の確立等</p> <p>略</p> <p>1 風水害時</p> <p>〔発災後の避難行動〕</p>	<p>流失、焼失など現に被害を受けた者等を一時的に滞在させるための施設を<u>いい、地域が協働で自主運営することを基本とする</u>。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 指定手順</p> <p>区長は、指定避難所を選定する場合に必要な応じ地域の要望・意見等を聞くこととし、指定及び<u>指定の取り消し</u>に係る手順は以下のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>指定の取り消し</u></p> <pre> graph LR A[指定避難所] -- ①不適合 --> B[区長
(区総務課)] B -- ②協議・了承 --> A C[施設所有者
(管理者)] -- ①申出 --> B B -- ③上申 --> D[市長
(地域防災室)] D -- ④取り消し --> E[地域防災計画
(附属資料編)等から削除] </pre> <p>3 略</p> <p>第2 避難誘導體制の確立等</p> <p>略</p> <p>1 風水害時</p> <p>〔発災後の避難行動〕</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>という)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成・公表するとともに、当該計画に従って避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を設置しなければならない。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>また、浸水想定区域内に存し、本計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は「避難確保計画」を、大規模工場等の所有者又は管理者は「浸水防止計画」をそれぞれ作成するとともに、当該計画に従って避難の確保又は浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織の設置に努める。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成・公表するとともに、当該計画に従って避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を設置しなければならない。</p> <p><u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、その利用時の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画に従って避難の確保のための訓練を実施しなければならない。また、自衛水防組織の設置に努める。</u></p> <p><u>(削除) 大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画に従って(削除) 浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織の設置に努める。</u></p> <p><u>また、土砂災害警戒区域内に在し、本計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画に従って避難確保のための訓練を実施しなければならない。</u></p>	<p>水防法等の改正に伴う修正</p> <p>水防法等の改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>2 地震災害時 〔発災後の避難行動〕略</p> <pre> graph TD A[地震発生] --> B[避難勧告(大津波警報等)発令] A --> C[津波のおそれなし] B --> D{津波の浸水想定区域にいる} D -- YES --> E[浸水想定区域外へ避難] E -- (追加) --> F[指定緊急避難場所(津波)] D -- NO --> G{余震や大規模な火事により、避難が必要} G -- YES --> H[指定緊急避難場所(地震の揺れ・大規模な火事)] G -- NO --> I[自宅などにとどまる] C --> G F --> J[大津波警報の解除等、災害のおそれなくなる] H --> J J --> K{自宅が被災(倒壊、流失、消失等)して、帰宅不可} K -- NO --> L[帰宅] K -- YES --> M[指定避難所] </pre> <p>なお、地震などで、大規模な火事が発生した場合は、大規模な火事の指定緊急避難場所である広域避難場所に避難する。</p>	<p>2 地震災害時 〔発災後の避難行動〕略</p> <pre> graph TD A[地震発生] --> B[避難勧告(大津波警報等)発令] A --> C[津波のおそれなし] B --> D{津波の浸水想定区域にいる} D -- YES --> E[浸水想定区域外へ避難] E -- (間合わない場合) --> F[指定緊急避難場所(津波)] D -- NO --> G{余震や大規模な火事により、避難が必要} G -- YES --> H[指定緊急避難場所(地震の揺れ・大規模な火事)] G -- NO --> I[自宅などにとどまる] C --> G F --> J[大津波警報の解除等、災害のおそれなくなる] H --> J J --> K{自宅が被災(倒壊、流失、消失等)して、帰宅不可} K -- NO --> L[帰宅] K -- YES --> M[指定避難所] </pre> <p>なお、地震などで、大規模な火事が発生した場合は、大規模な火事のに対する指定緊急避難場所である広域避難場所に避難する。</p>	<p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
14	100	<p>第12節 災害時要援護者対策 略</p> <p>第1 避難・誘導対策 1～2 略</p> <p>3 避難行動要支援者名簿の作成 (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者 ア 略 イ 略 ウ <u>介護保険受給者</u> (要支援、要介護の認定を受けている者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者) エ～カ 略 キ 難病患者のうち次に掲げる者 (ア) 難病患者のうち、神経・筋疾患、循環器系疾患、骨・関節系疾患、呼吸器系疾患及び主症状に中枢神経障害又は精神症状・運動発達遅滞等の症状が含まれている疾病による<u>特定医療費給付対象者</u> (イ)～(ウ)略 (2) 略 略</p>	<p>第12節 災害時要援護者対策 略</p> <p>第1 避難・誘導対策 1～2 略</p> <p>3 避難行動要支援者名簿の作成 (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者 ア 略 イ 略 ウ <u>介護保険サービス対象者</u> (要支援、要介護の認定を受けている者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者) エ～カ 略 キ 難病患者のうち次に掲げる者 (ア) 難病患者のうち、神経・筋疾患、循環器系疾患、骨・関節系疾患、呼吸器系疾患及び主症状に中枢神経障害又は精神症状・運動発達遅滞等の症状が含まれている疾病による<u>特定医療費受給者証所持者</u> (イ)～(ウ)略 (2) 略 略</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
15	108	<p>第13節 防災意識の啓発及び防災訓練 略</p> <p>第1 防災意識の啓発 略</p> <p>1 職員に対する防災教育</p>	<p>第13節 防災意識の啓発及び防災訓練 略</p> <p>第1 防災意識の啓発 略</p> <p>1 職員に対する防災教育</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>職員の災害時における的確な判断力を養成し、防災上必要な知識及び技術を向上させ、また、職場内における防災体制を確立するため、講習会、研修会等あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図る。</p> <p>なお、防災教育は、<u>(追加)</u> 各局・部・課等が主体的に行うものとする。</p> <p>第2 防災訓練 略</p> <p>1 基礎的訓練 略</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 指定避難所運営訓練</p> <p><u>東日本大震災や</u>熊本地震等を教訓として改正した「指定避難所運営マニュアル」の実効をあげるため、各区において指定避難所開設・運営訓練等を実施する。</p> <p>略</p>	<p>職員の災害時における的確な判断力を養成し、防災上必要な知識及び技術を向上させ、また、職場内における防災体制を確立するため、講習会、研修会等あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図る。</p> <p>なお、防災教育は、<u>「防災対策の確認・徹底について(依命通達)」を踏まえて</u>、各局・部・課等が主体的に行うものとする。</p> <p>第2 防災訓練 略</p> <p>1 基礎的訓練 略</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 指定避難所運営訓練</p> <p><u>(削除)</u> 熊本地震等を教訓として改正した「指定避難所運営マニュアル」の実効をあげるため、各区において指定避難所開設・運営訓練等を実施する。</p> <p>略</p>	<p>依命通達発出に伴う表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
16	115	<p>第15節 事業所等への安全指導 略</p> <p>第1 ～ 第2 略</p> <p>第3 危険物等の安全対策</p> <p>石油類等の危険物、火薬類並びに高圧ガス（LPGを含む）、毒物・劇物、放射性物質等 <u>(以下「高圧ガス等」という。)</u> を保有する事業所における火災等の災害の発生を防止するため、関係機関の協力により自主保安体制の確立、従事者の保安教育など危険物等に</p>	<p>第15節 事業所等への安全指導 略</p> <p>第1 ～ 第2 略</p> <p>第3 危険物等の安全対策</p> <p>石油類等の危険物、火薬類並びに高圧ガス（LPGを含む）、毒物・劇物、放射性物質等 <u>(削除)</u> を保有する事業所における火災等の災害の発生を防止するため、関係機関の協力により自主保安体制の確立、従事者の保安教育など危険物等に対する保安確保に努める</p>	<p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>対する保安確保に努めるよう指導するものとする。</p> <p>1 石油類等の危険物を保有する事業所の安全指導</p> <p>(1) 立入検査</p> <p>危険物施設の立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵取扱い及び保安管理等について指導を行うとともに、個々の危険物施設の設置者、所在地、その形態、取扱危険物の種類等の内容を把握・管理する。</p> <p>また、移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両にあっては、路上立入検査を実施し、危険物移送の安全確保を図る。</p> <p>(2) 保安教育及び訓練</p> <p>ア 保安教育</p> <p>危険物保安監督者又は危険物取扱者等を対象に、危険物の安全管理、地震対策等についての講習会を開催し、危険物施設保有事業所の自主保安（追加）のより一層の向上を図る。また、立入検査時及び各種講習会等の機会においても地震動により危険物収納容器が転倒落下しない措置及び危険物の混触、酸化による発火危険等について関係者に周知し、危険物の安全管理の確保を図る。</p> <p>イ 訓練</p> <p>危険物施設保有事業所において単独でまたは消防機関と合同で地震（追加）時の危険物施設災害を想定した訓練を実施し、自衛消防組織の活動をはじめ（追加）事業所における地震時の防災体制のより</p>	<p>よう指導するものとする。</p> <p>1 石油類等の危険物を保有する事業所の安全指導</p> <p>(1) 立入検査</p> <p>危険物施設の立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵・取扱い及び維持管理状況等について指導を行うとともに、個々の危険物施設の設置者、所在地、形態及び取扱う危険物の種類等の内容を把握・管理する。</p> <p>また、移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両にあっては、路上立入検査を実施し、危険物移送の安全確保を図る。</p> <p>(2) 保安教育及び訓練</p> <p>ア 保安教育</p> <p>危険物保安監督者又は危険物取扱者等を対象に、危険物の安全管理、地震対策等についての講習会を開催し、危険物施設保有事業所における自主保安力のより一層の向上を図る。また、立入検査時及び各種講習会等の機会においても地震動により危険物収納容器が転倒落下しない措置及び危険物の混触、酸化による発火危険等について関係者に周知し、危険物の安全管理の確保を図る。</p> <p>イ 訓練</p> <p>危険物施設保有事業所において単独でまたは消防機関と合同で地震・津波発生時の危険物施設災害を想定した訓練を実施し、自衛消防組織の活動をはじめとした事業所における（削除）防災体制のより</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>一層の充実強化を図る。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 高圧ガス等を保有する事業所の安全指導 <u>高圧ガス等を保有する事業所にあつては、査察等の機会をとらえて火災予防上の指導をするとともに、併せて高圧ガス等に係る届出内容を確認し、異動事項があれば関係行政機関に通報する。</u></p> <p><u>4 (追加)</u></p>	<p>一層の充実強化を図る。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 高圧ガス <u>(削除)</u> を保有する事業所の安全指導 <u>高圧ガスの製造、貯蔵等を行う事業所へ立入検査を実施するなど、高圧ガス保安法令に基づく規制を行うとともに、自主保安体制の確立保安意識の高揚を図る。</u></p> <p><u>4 毒物・劇物、放射性物質等を保有する事業所の安全指導</u> <u>毒物・劇物、放射性物質等（以下「毒劇物等」という。）を保有する事業所にあつては、届出内容を確認するとともに、毒劇物等を保有する事業所への立入検査を実施することにより、自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。</u></p>	<p>表記の整理</p>
17	117	<p>第16節 重要データの管理</p> <p>災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害対策活動や復旧活動を実施するためには、これら活動の基礎となるデータが不可欠である。</p> <p>このため、日頃から様々な行政データの安全管理に努めるとともに、災害発生後、速やかに応急活動等にあたれるように、災害対策用に行政資料を調整し、管理しておかなければならない。そこで、被災住民の確認、応急救助等の基礎的資料として利用するため、住民の居住状況を把握しておくとともに、急激に増大する災害対策活動等<u>の用地を確保するため、あらかじめ適した用地を</u>掌握する。</p>	<p>第16節 重要データの管理</p> <p>災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害対策活動や復旧活動を実施するためには、これら活動の基礎となるデータが不可欠である。</p> <p>このため、日頃から様々な行政データの安全管理に努めるとともに、災害発生後、速やかに応急活動等にあたれるように、災害対策用に行政資料を調整し、管理しておかなければならない。そこで、被災住民の確認、応急救助等の基礎的資料として利用するため、住民の居住状況を把握しておくとともに、急激に増大する災害対策活動等<u>に利用する公園、緑地等のオープンスペースを確保し</u>掌握する。</p>	<p>オープンスペース</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第1 略</p> <p>第2 <u>災害対策用地リスト</u>の管理</p> <p>大災害が発生した場合、<u>大規模公園、グラウンド等の空地</u>は、発災直後から避難者を保護するための避難場所であったり、消防、自衛隊、警察等<u>大規模な応援隊の(追加)拠点となる応援隊集結(活動)拠点、緊急物資集配拠点の車両待機場所</u>などに活用されるほか、復旧段階においても、<u>応急仮設住宅の建設予定地</u>や<u>災害廃棄物の仮置場</u>をはじめ、<u>防災関係機関、ライフライン機関</u>等による復旧用地や復旧資機材置場などにも利用されることになる。</p> <p>こうした<u>空地</u>需要に対して、限られた<u>空地</u>が無計画(無秩序)に使用されると災害応急・復旧活動に支障をきたす恐れがあり、災害後様々な活動の中で時系列に沿った重要度を踏まえながら、<u>災害対策用地</u>の需給を統制し合理的に活用していくことが望まれる。</p> <p>そこで、予め、市内の一定規模以上の<u>空地</u>については、災害対策用地リストとして防災危機管理局危機対策室において一括管理し、毎年更新を図っていく。</p> <p>1 <u>災害対策用地</u>の使用目的</p> <p>災害時に<u>一定規模以上の空地</u>が必要と<u>される</u>使用目的は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>広域防災拠点(応援隊集結(活動)拠点、緊急物資集配拠点)</u></p> <p>(2) <u>避難場所</u></p> <p>(3) <u>応急仮設住宅建設用地</u></p> <p>(4) <u>災害廃棄物仮置場</u></p> <p>(5) <u>臨時ヘリポート</u></p>	<p>第1 略</p> <p>第2 <u>オープンスペース候補地</u>の管理</p> <p>大災害が発生した場合、<u>オープンスペース</u>は、発災直後から避難者を保護するための避難場所であったり、消防、自衛隊、警察等<u>広域応援部隊の活動拠点(削除)</u>などに活用されるほか、復旧段階においても、<u>応急仮設住宅(削除)建設用地</u>や<u>災害廃棄物仮置場</u>をはじめ、<u>(削除)ライフライン機関</u>等による復旧用地や復旧資機材置場などにも利用されることになる。</p> <p>こうした<u>(削除)</u>需要に対して、限られた<u>オープンスペース</u>が無計画(無秩序)に使用されると災害応急・復旧活動に支障をきたす恐れがあり、災害後様々な活動の中で時系列に沿った重要度を踏まえながら、<u>オープンスペース利用</u>の需給を統制し合理的に活用していくことが望まれる。</p> <p>そこで、予め、市内の一定規模以上の<u>オープンスペース</u>については、災害対策用地リストとして防災危機管理局危機対策室において一括管理し、毎年更新を図っていく。</p> <p>1 <u>オープンスペース</u>の使用目的</p> <p>災害時に<u>オープンスペース</u>を必要と<u>する</u>使用目的は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>広域応援部隊の活動拠点</u></p> <p>(2) <u>場外離着陸場等</u></p> <p>(3) <u>災害ボランティアを受け入れるための拠点</u></p> <p>(4) <u>災害廃棄物仮置き場</u></p> <p>(5) <u>応急仮設住宅建設用地</u></p>	<p>利用計画策定に伴う整理</p> <p>オープンスペース利用計画策定に伴う整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(6) <u>防災関係機関</u></p> <p>(7) <u>復旧資機材置場</u></p> <p>(8) <u>その他防災上必要な空地</u></p> <p>2 <u>災害対策用地リストの候補地(追加)選定</u> <u>災害対策用地リストとして管理する市内の空地は、有効面積(上記使用目的に合致し、ある程度平坦な場所をいう。)1,000m²以上の公園、緑地、グラウンド、駐車場、造成予定地、公共施設建設予定地、未利用地等をいい、次の要件を付記して整理するものとする。</u></p> <p>(1) <u>土地の形状</u></p> <p>(2) <u>用地又は周辺に崖、急傾斜地等の危険要因の有無</u></p> <p>(3) <u>河川敷や極端な軟弱地盤の有無</u></p> <p>(4) <u>交通利便性</u></p> <p>(5) <u>ライフラインの敷設状況</u></p> <p><u>(6) 災害対策用地としての活用支障事由</u></p> <p>第3 略</p>	<p>(6) <u>ライフライン機関等による復旧用地、普及資器材置場</u></p> <p>(7) <u>その他防災上必要なオープンスペース</u></p> <p>(8) <u>(削除)</u></p> <p>2 <u>(削除) 候補地の選定</u> <u>公園、緑地、競技場、駐車場等、名古屋市等が管理する公用地(原則として学校のグラウンドを除く。)で、実際に利用できるオープンスペースの面積が1,000 m²以上の空地をいい、次のような項目を付記してオープンスペース候補地台帳に整理するものとする。</u></p> <p>(1) <u>土地条件(勾配、段差、地盤、障害物等)</u></p> <p>(2) <u>災害危険性</u></p> <p>(3) <u>交通利便性</u></p> <p>(4) <u>ライフラインの敷設状況</u></p> <p>(5) <u>その他オープンスペースの状況を確認するために必要な項目</u></p> <p>(6) <u>(削除)</u></p> <p>第3 略</p>	<p>オープンスペース 利用計画策定に伴う整理</p>
18	119	<p>第17節 火災予防計画</p> <p>第1 火災予防対策</p> <p>火思想の普及・啓発を行うものとする。</p> <p>1 自主防火管理体制の強化</p> <p>略</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 防火管理業務実践サポート講習</p>	<p>第17節 火災予防計画</p> <p>第1 火災予防対策</p> <p>火思想の普及・啓発を行うものとする。</p> <p>1 自主防火管理体制の強化</p> <p>略</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 防火管理業務実践サポート講習</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>防火管理者等として選任された者で</u>、防火管理業務を行うために必要な法令改正等の知識、技能を習得させるための講習</p> <p>(4) <u>防火管理教育担当者資格講習会</u> 防火管理業務の一部を受託している警備会社等において、指導教育的職務にある者に対し、防火管理に関する知識、技能を取得させ、自社派遣隊員の資質向上を図るための講習</p> <p>(5) <u>防火管理者教育担当者再講習</u> 防火管理者教育担当者の資格を有している者に対して、5年以内ごとに、法令改正等の知識、技能を習得させるための講習</p> <p>2 ～ 3 略</p> <p>4 火災予防思想の普及</p> <p>(1) ～(2) 略</p> <p>(3) <u>災害時要援護者の防災指導</u> 災害対応能力の低い高齢者等の安全確保のため、ひとり暮らし高齢者世帯等を戸別訪問して<u>防災指導を実施する</u>。 また、<u>シルバー防火教室の開催など</u>、集団的な防火指導にも努める。</p> <p>(4) ～(10) 略</p> <p>(11) 放火火災の防止活動 放火（放火の疑いを含む。）による火災が、<u>出火原因の第1位となっている</u>ことから、関係機関、関係団体との協力体制を確立し、広報活動及び警戒活</p>	<p><u>事業所の防火管理者や防火管理業務実務担当者を対象に</u>、防火管理業務を行うために必要な法令改正等の知識、技能を習得させるための講習</p> <p>(4) <u>防火・防災管理教育担当者講習</u> 防火管理業務の一部を受託している警備会社等において、指導教育的職務にある者に対し、防火管理に関する知識、技能を取得させ、自社派遣隊員の資質向上を図るための講習</p> <p>(5) <u>防火・防災管理者教育担当者再講習</u> 防火管理者教育担当者の資格を有している者に対して、5年以内ごとに、法令改正等の知識、技能を習得させるための講習</p> <p>2 ～ 3 略</p> <p>4 火災予防思想の普及</p> <p>(1) ～(2) 略</p> <p>(3) <u>災害時要援護者の防火防災指導</u> 災害対応能力の低い高齢者等の安全確保のため、ひとり暮らし高齢者世帯等を戸別訪問して<u>防火防災指導を実施する</u>。 また、<u>(削除)</u> 集団的な防火指導にも努める。</p> <p>(4) ～(10) 略</p> <p>(11) 放火火災の防止活動 放火（放火の疑いを含む。）による火災が、<u>毎年、出火原因の上位となっている</u>ことから、関係機関、関係団体との協力体制を確立し、広報活動及び警戒</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>動を通じて、地域における「放火されない環境づくり」を推進する。</p> <p>略</p>	<p>活動を通じて、地域における「放火されない環境づくり」を推進する。</p> <p>略</p>	
19	127	<p>第19節 危険物等災害予防計画</p> <p>略</p> <p>第1 危険物、指定可燃物及び毒物・劇物</p> <p>1 ～ 4 略</p> <p><u>5 旧基準の特定タンク貯蔵所等の改善指導</u></p> <p><u>平成11年の危険物の規制に関する政令等の改正における経過措置期間内に旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所（容量500kℓ以上1000kℓ未満）の改善を円滑、かつ効果的に進められるよう指導する。</u></p> <p>第2 高圧ガス</p> <p>1 予防査察</p> <p><u>「本節・第1・1 火災予防査察の実施」に準じて行う。</u></p> <p>2 自主保安体制の確立</p> <p><u>「本節・第1・3 自主防災体制の確立」に準じて行う。</u></p> <p>略</p>	<p>第19節 危険物等災害予防計画</p> <p>略</p> <p>第1 危険物、指定可燃物及び毒物・劇物</p> <p>1 ～ 4 略</p> <p><u>5 (削除)</u></p> <p>第2 高圧ガス</p> <p>1 予防査察</p> <p><u>高圧ガス保安法第62条の規定により、高圧ガスを取り扱う事業所等に立ち入り、高圧ガス施設等が技術上の基準に適合しているか否かを検査する。</u></p> <p>2 自主保安体制の確立</p> <p><u>高圧ガスの製造所等に対して保安教育を適正に実施するよう指導するなど、事業者の自主保安体制の充実に努める。</u></p> <p>略</p>	<p>指導完了に伴う表記の修正</p> <p>表記の整理</p>